

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月30日

住 所	東京都渋谷区代々木 二丁目28番12号
事業者名	小田急電鉄株式会社
代表者名	取締役社長 星野 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社では、70 駅全駅で 1 以上の段差が解消されたルートを確認（但し、移動等円滑化基準第 4 条適合設備の駅は 63 駅）しており、エレベーターは 70 駅中 64 駅（91%）、エスカレーターは 70 駅中 38 駅（54%）で整備している。今後も駅施設の利用状況等を鑑み、バリアフリールートの複数化を検討する。また、プラットホームからの転落防止措置としてホームドアの整備を進めており、2020 年度は 2 駅の使用開始を予定している。その後も 1 日の利用客数が 10 万人以上の駅へ優先して設置することを予定している。

ホームと列車の隙間及び段差の解消については、関連工事や駅構造を考慮し、ホームの嵩上げやくし状ゴムの設置を推進する。

駅のお客さまトイレについては、車いす対応型個室トイレおよびオストメイト対応型個室トイレを 70 駅中全駅（100%）に設置している。また、特急車両のトイレについては、車いす対応型トイレを 26 編成中全編成（100%）に設置、オストメイト対応型トイレを 26 編成中 18 編成（69%）に設置しており、車両リニューアル工事にて順次設置を推進する。

車両の車椅子スペースについては、164 編成中 143 編成（87%）に設置しており、車両リニューアル工事にて設置を推進する。なお 2019 年度営業運転を開始した通勤車両 5000 形においては車両毎に設置をしている。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

高齢なお客さまやお身体の不自由なお客さまに安心してご利用いただくため、サービス介助士取得を推進する。また、沿線地域で開催される認知症サポーター養成講座を活用し、認知症高齢者等に対して手助けができるような教育訓練に取り組んでいく。また、2020 年度より「お客さま介助システム」の稼働を開始し、介助を必要なお客さまがスムーズに移動ができるよう情報連絡体制の強化を図っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームドア設置	<ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅（1・2番ホーム）の供用開始（2020年度） ※3・4番ホームは2018年度に供用開始済み ・登戸駅（1・2番ホーム）の供用開始（2020年度） ※3・4番ホームは2021年度に供用開始予定
くし状ゴム設置	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅（3・4・5・6番ホーム）、代々木上原駅（1・4番ホーム）、千歳船橋駅（2番ホーム）、成城学園前駅（3・4番ホーム）にくし状ゴムを設置する。（2020年度）※2・4・7・9号車の4番扉前のみ
通勤車両 5000 形新造	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準への適合とともに、車両毎にフリースペースを設置した通勤車両 5000 形（10 両編成）を 4 編成導入する。（2020 年度）
通勤車両 1000 形 リニューアル	<ul style="list-style-type: none"> ・1 編成（4 両×1 編成）のリニューアル工事を行う。（2020 年度） ※リニューアル内容：フリースペース設置、ドアチャイム／開閉ランプ設置、車内 LCD（2 画面）設置、座席前手すりの設置、車外行先種別表示装置（フルカラーLED）設置 等
特急車両 30000 形 リニューアル	<ul style="list-style-type: none"> ・2 編成（4 両×1 編成・6 両×1 編成）のリニューアル工事を行う。（2020 年度） ※リニューアル内容：フリースペース設置、多目的室設置、ドアチャイム／開閉ランプ設置、車いす・オストメイト対応トイレ設置、デッキ手すり部車内案内点字設置、座席握り設置、座席番号点字設置、車外案内表示装置（フルカラーLED）設置、車両間転落防止放送装置設置 等

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助に必要な人員の 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・お体の不自由なお客さまの介助専属要員を適切に配置し、安全・安心に駅をご利用できる体制を整える。
お手伝いを必要とされるお客さまへの 応対教育	<ul style="list-style-type: none"> ・2019 年度に整備をしたお手伝いを必要とされるお客さまへの応対マニュアル活用した係員教育を通じ、駅係員のサービスレベル向上を図る。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームと車両との段差解消に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームと車両との段差に対策（くし状ゴム設置）を施工した駅と対策を実施した乗降口および目安値を満たす乗降口等について、当社ホームページ等での情報提供を行う。（2020年度）

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お身体が不自由な方に参画していただく社員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 目の不自由な方をお招きして盲導犬セミナーを開催し、疑似体験や座談会等を実施する。 耳の不自由な方を招き、手話講座を開催する。 お身体の不自由な方に乗客役を依頼し、駅係員の接客レベル向上を目的とした社内接客グランプリを開催する。
お身体が不自由な方の接客に関する資格の取得促進等	<ul style="list-style-type: none"> サービス介助士の取得を推進する。 認知症サポーター養成講座を活用し、駅係員が認知症高齢者等に対して手助けできるような教育訓練を実施する。 ユニバーサルサービス研修を実施し、駅係員の意識向上と理解の促進を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。